

# 第 249 回 総 会

## 南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 2 月 10 日

南 部 町 農 業 委 員 会

## 249回 南部町農業委員会総会 会議録

1. 開会年月日 令和8年2月10日(火) 午後2時10分

2. 閉会年月日 令和8年2月10日(火) 午後2時33分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(12人) 会長 4番 中村文男

委員	3番 三浦恵美子	5番 工藤静夫
	6番 夏堀健一	8番 石橋薫
	10番 赤石敏文	11番 夏坂元一郎
	12番 山田憲幸	13番 佐々木徳志
	14番 黒坂昭彦	15番 梅内道子
	16番 工藤信仁	

5. 欠席委員(4人)

1番 石塚正義	2番 川守田雄一
7番 川門前俊文	9番 佐々木一雄

6. 会議書記

事務局長	野月正治
主幹	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 報告第10号 貸貸借合意解約書の受理について  
日程第5 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第6 議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第7 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
日程第8 議案第36号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)  
日程第9 議案第37号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について  
日程第10 議案第38号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

事務局長 中村会長	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>12番　山田　憲幸 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
中村会長 事務局長	<p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから</p> <p>第249回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長 事務局長	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、1番 石塚 正義 委員・2番 川守田 雄一 委員、7番 川門前 俊文 委員・9番 佐々木 一雄 委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中12名で、委員定数に達しておりますので、第249回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時10分)</p>
議　　長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1　会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>10番　赤石 敏文 委員</p> <p>11番　夏坂 元一郎 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2　会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p>
議　　長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定します。</p> <p>次に、日程第3　諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4　報告第10号「貸借合意解約書の受理について」を報告します。</p> <p>報告の説明を求めます。</p>
佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p> <p>報告第10号について、説明いたします。</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所、農地中間管理機構及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和7年6月30日から令和12年6月29日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和8年1月14日、土地の引渡しの時期は令和8年1月15日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>次に、日程第5 議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
議 長	<p>議案第33号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は5件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p>
夏坂	<p>夏坂 元一郎 調査員</p>
夏坂	<p>11番 夏坂から説明いたします。</p>
調査員	<p>去る2月2日、堀内推進委員と南部町役場2階相談室において、議案第33号と議案第34号及び議案第35号について調査を行いましたので説明します。</p>
	<p>農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p>
	<p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p>
	<p>番号1番から番号3番の申請理由は、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p>
	<p>番号4番の申請理由は、贈与を受けて、引き続き農業経営を行うため申請地を取得するものです。</p>
	<p>番号5番の申請理由は、贈与を受けて、営農するため申請地を取得するものです。</p>
	<p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
	<p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第33号について、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
	<p>次に、日程第6 議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する</p>

	<p>意見について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第 34 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は 1 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>夏坂 元一郎 調査員</p>
<p>夏坂 調査員</p>	<p>議案第 34 号について、農地法第 4 条第 1 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、耕作地の拡張、休耕地を借り受けて耕作をする農業法人事業を行うため、事務所を建設するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>佐藤主幹</p> <p>議案第 34 号について、補足説明いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・斗賀地区で剣吉駅から北西に約 600m の距離に位置し、北側と西側及び南側は町道、東側は国道となっています。</p> <p>農地区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と認められることから、その他の 2 種農地と判断されます。</p> <p>2 種農地の転用は周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上で、補足説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 34 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 34 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定します。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 35 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>

佐藤主幹  議 長	<p>議案第 35 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 4 件で所有権の移転に関するものです。なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
夏坂 調査員	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>夏坂 元一郎 調査員</p>
夏坂 調査員	<p>議案第 35 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、通勤の利便性を考え、勤務先である南部町に住居を新築し、家族で 転居するためのものです。</p> <p>番号 2 番と番号 3 番及び番号 4 番の申請理由は、現在、借家住まいで手狭となったことから、住居を新築し、借家住まいを解消するためのものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
佐藤主幹	<p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 35 号について、補足説明いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・剣吉地区で剣吉支所から北西に約 120m の距離に位置し、周辺は宅地に囲まれています。</p> <p>農地区分については、「役場の周囲おおむね 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>番号 2 番と番号 3 番の申請地の位置ですが、福地・福田地区で福地支所から南西に約 1.5 km に位置し、北側は原野、西側と南側は畑、東側は宅地になっています。</p> <p>つづきまして、番号 4 番の申請地の位置ですが、名川・森越地区で剣吉支所から南東に 670m の距離に位置し、南側と東側は畑、北側と西側は宅地になっています。</p> <p>番号 2 番と番号 3 番及び番号 4 番の農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は原則として認められませんが、「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>議案第 35 号について、ご異議ありませんか。</p> <p><b>(異議なしの声あり)</b></p>

<p>議 長</p> <p>佐藤主幹</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 35 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定します。</p> <p>次に、日程第 8 議案第 36 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第 36 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、21 件です。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から番号 16 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 17 番から番号 20 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 21 番の利用目的は樹園地、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,778 円です。</p> <p>番号 22 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,969 円です。</p> <p>番号 23 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,970 円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 36 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>佐藤主幹</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 36 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」は原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。</p> <p>次に、日程第 9 議案第 37 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第 37 号について、説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予及び不動産取得税の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定、並びに地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。</p> <p>受贈者の氏名、住所、農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の対象となる事由は贈与税と不動産取得税です。</p>

議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>議案第 37 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 37 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第 10 議案第 38 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 38 号について、説明いたします。</p> <p>本案件に掲げる土地は令和 7 年度の農地パトロールで非農地と判断した土地です。農林水産省の制定した「農地法の運用について」第 4 にあります、農地パトロールで遊休農地とされ、かつ農地として復元するのが著しく困難な場合、復元しても継続利用することができないと見込まれる場合に該当することから、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。</p> <p>今後、所有者に非農地通知と地目変更登記の依頼を送付するとともに関係各所に非農地通知を発出した旨を報告し、農地台帳から削除することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 38 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 38 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>第 249 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 33 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立      ・礼      ・直れ</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 2 月 10 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....